

第20表 交通関係法令違反取締状況

(1) 違反別・態様別取締件数

違	反	件	数	構	成	比									
総	数	928,545		100.0 %											
無	免	許	1,214	0.1 %											
酒	酔	い	37	0.0 %											
酒	気	帯	び	0.25	mg/ℓ	以上	687	0.1 %							
酒	気	帯	び	0.15	mg/ℓ	以上	306	0.0 %							
速	度	超	過	87,090			9.4 %								
横	断	歩	行	者	妨	害	12,931		1.4 %						
一	時	不	停	止	141,086			15.2 %							
右	左	折	方	法	14,902			1.6 %							
信	号	無	視	124,222			13.4 %								
通	行	区	分	2,754			0.3 %								
指	定	通	行	区	分	64,769			7.0 %						
進	路	変	更	107,625			11.6 %								
指	定	横	断	等	32,867			3.5 %							
通	行	帯	越	17,174			1.8 %								
追	越	し	353			0.0 %									
踏	切	不	停	止	11,599			1.2 %							
通	行	禁	止	162,120			17.5 %								
整	備	不	良	5,031			0.5 %								
定	員	外	乗	車	196			0.0 %							
大	型	自	動	二	輪	車	等	乗	車	方	法	708		0.1 %	
駐	停	車	49,100			5.3 %									
積	載	物	重	量	制	限	超	過	1,822			0.2 %			
携	帯	電	話	81,394			8.8 %								
保	管	場	所	法	124			0.0 %							
そ	の	他	8,434			0.9 %									

(2) 行政処分の基礎点数告知件数

違	反	件	数				
総	数	5,184					
シ	ー	ト	ベ	ル	ト	4,930	
ノ	ー	ヘ	ル	254			

(3) 放置違反金納付命令件数

違	反	件	数							
放	置	違	反	金	納	付	命	令	350,810	

注1 駐停車とは、違法駐車行為をした者が①当該行為により交通反則告知される。②当該事件について公訴を提起される。③家庭裁判所の審判に付される。等の場合をいう。

2 放置違反金納付命令とは、放置車両の使用者に対し、公安委員会が放置違反金の納付を命ずる処分をいう。

数値：交通執行課(駐停車、保管場所法及び放置違反金納付命令を除く。)、

駐車対策課(駐停車、保管場所法及び放置違反金納付命令)